

令和 7 年 死 亡 災 害 速 報 (9月把握分)

災害発生月	令和 7 年 9 月	死亡者総数	39
業種	港湾運送業		
被災時の作業内容	伝票の交付業務		
災害の概要	被災者は、荷捌き場において、伝票をトラック運転手に渡す業務を行っていたところ、後進してきたフォークリフトに轢かれたもの。		
作業における 注意事項	フォークリフトの稼働範囲に作業員を立ち入らせないことが原則であり、作業員の立入禁止範囲をわかりやすく表示して立入を禁止するか、フォークリフトを誘導する誘導者を配置することが必要です。 荷捌き場等の構内作業場においては、フォークリフトの移動経路と歩行者の通路を分け、床に色を塗って見える化する等の設備面の改善によって接触災害防止を図ることも有効です。接触災害防止に向けて、構内の通行ルールを徹底するとともに、設備面での対策が図れないか、ぜひ検討してください。 同種災害情報（出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」） 検索ワード 事故の型「激突され」「はさまれ、巻き込まれ」、 キーワード「フォークリフト」など 		

災害発生月	令和 7 年 9 月	死亡者総数	38
業種	土木工事業		
被災時の作業内容	丁張作業		
災害の概要	被災者は、農業用水路工事現場において、用水路を埋設した盛土上で取付道路の舗装のための丁張りの作業に従事していたところ、被災者の近傍で当該盛土の法面整形作業を行っていたドラグ・ショベルが被災者に向かって後進し、被災者を轢いたもの。		
作業における 注意事項	車両系建設機械等の重機の稼働範囲に作業員を立ち入らせないことが原則です。 不意に作業員が立ち入らないよう、作業員の立入禁止範囲を明確に表示してください。 現場の管理者の方は、重機との接触防止対策が作業計画のとおり適切に実施されているか、今一度点検を行ってください。 リンク先：北海道労働局ホームページ「北海道の建設業の労働災害防止対策」 		

災害発生年月日	令和 7 年 9 月	死亡者総数	37
業種	一般機械器具製造業		
被災時の作業内容	機械設備の修理業務		
災害の概要	被災者は、上下開閉式の蓋が設けられた機械設備の修理の作業において、設備の蓋を開く操作を行ったが蓋が開かなかったため、蓋の確認に行ったところ、蓋が開き、蓋とその付近の架設通路との間で被災者が胸部を挟まれたもの。		
作業における 注意事項	機械の修理や調整、点検、掃除等の作業は、原則、機械の運転を停止した状態で実施する必要があります。機械が不意に動作したことによって発生する労働災害は非常に多いため、機械の修理等の作業においては、機械の運転の停止や立入禁止区域の設定などを含めた安全な作業手順を作成の上、作業手順を遵守することを作業員全員で共有してください。 同種災害情報（出典：職場のあんぜんサイト「労働災害事例」） 検索ワード 業種「製造業」、事故の型「はさまれ、巻き込まれ」、 起因物「一般動力機械」など 		